	ご意見・ご提案	受付年月日	令和4年10月11日
件名	保育所の退所について		
内 容	浅口市では産休、育休中に3歳児未満は退所しないといけないと聞きまし		
	た。他市では退所しなくていいところもあります。出産後は心身ともに疲		
	労が強い上に、小さい兄弟の家庭保育をするとなるとかなりの負担です。		
	また、仲良くなったお友達とお別れすることになり、子どもへのストレス		
	にも繋がると思います。浅口市でも退所しなくて済む支援をお願いしま		
	す。		
	回答	回答年月日	令和4年10月25日
担当部課	将課 教育委員会事務局 こども未来課		
内 容	浅口市では下記のとおり育児休業中の継続利用を認めています。		
	●利用対象者(次の要件を全て満たす方)		
	①育児休業開始前に保育所を利用している児童で、発達上環境の変化が好		
	ましくないと思われる場合。		
	②保護者の育児休業中も就労先と雇用契約が継続していて、育児休業終了		
	後に復職することが決まっている場合。		
	●継続利用が可能な期間		
	①在園する児童が0歳から2歳児の場合		
	育児休業の対象となる子どもの出産日から起算して1年を経過する日		
	の属する月の末日まで。		
	ただし、育児休業の対象となる子どもが保育所の利用申込みをしたにも		
	かかわらず、利用できる保育所がないときは、その年度の3月末日まで		
	継続利用が可能。 ②在園する児童が3歳から5歳児の場合		
	②任園する児童かる威がらる威児の場合 		
	現在はこのような制度となっています。		
グロ上はくシャンは関及となって、サッ			